

## 別紙 2

# 除外要件一覧

- ・生活保護を受給しているもの
- ・無職のもの
- ・税金を滞納しているもの
- ・破産しているもの
- ・夫婦の双方又は配偶者が現在の職に就いて1年未満のもの
- ・夫婦と子以外の同居を予定しているもの
- ・同居する子を持つ意志がないもの
- ・在留資格がない外国籍のもの
- ・通訳なしでは日本語が話せないもの
- ・緊急連絡先を書けないもの
- ・住宅以外の用途で使用するもの（事務所としての使用は不可）
- ・代理人による申し込みを希望するもの
- ・入居申込者及び同居予定者が暴力団員であるもの
- ・動物類（犬、猫、鳥、その他）を飼っているもの（一時的な預かりも含む）
- ・著しい騒音を出すこと、異臭を放すなど、他の入居者への迷惑行為をおこなうもの